

1. 政策名

国際的な金融監督基準及び金融サービス貿易のルール策定への積極的な貢献

2. 政策の目標

(目標)

自己資本比率に関するバーゼル合意(いわゆるB I S規制)の見直しの最終案の策定など、国際的なフォーラム等における金融監督基準の策定及び金融サービスの自由化・円滑化に関する国際ルール策定に積極的に貢献する。

(業績指標) 各国際機関等における各種ルール策定への参画状況

(説明)

近年世界各国の経済及び金融システムの相互連関がますます深まる中で、国際的な取組みを通じて、各国の金融システムの安定を図ることは、国際金融システムの安定と発展にとり不可欠であると共に、我が国の金融システムの一層の安定化にも繋がる重要な施策であると考えています。

また、近年世界の多くの国で金融サービスの自由化や規制緩和への取組みが行われる中、国際的な金融サービス貿易のルール策定を通じて、各国の金融システムの適切かつ秩序ある自由化を促進することは、世界経済の健全な発展に資すると共に、我が国金融機関の海外での事業活動にも好影響をもたらすものであると考えています。

3. 現状分析及び外部要因

金融庁が参加する主な国際的なフォーラム等の概要は以下のとおりです。

(1) バーゼル銀行監督委員会 (Basel Committee on Banking Supervision)

バーゼル銀行監督委員会は、1975年に設立され、現在ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ルクセンブルグ、オランダ、スペイン、スウェーデン、スイス、英国及び米国の銀行監督当局及び中央銀行から構成されています。

活動目的としては、特定の銀行監督問題に関する話し合いの場の提供、国際的に活動する銀行に対する監督の有効性を確保するための銀行の海外拠点に関する各国当局間の監督責任の分担の調整、国際的な銀行業務の健全性と安定性を強化するための共通の監督基準の設定が挙げられます。

銀行の自己資本比率に関するバーゼル合意（いわゆるB I S規制）は、国際的に活動を行っている銀行に対する最低基準として、銀行システムの健全性及び銀行間の競争条件の公平性の確保の観点から1988年にバーゼル銀行監督委員会において合意されたものです。これまで、金融機関の状況変化に応じて、マーケットリスク規制の導入（1998年3月期～）などの改訂が行われてきましたが、現行のB I S規制は、近年の金融技術の進展等から、必ずしも現在の金融機関の状況に適合しなくなってきたことから、同委員会では、1998年にB I S規制の抜本の見直しについて検討を開始しています。

（2）証券監督者国際機構（International Organization of Securities Commissions（I O S C O））

I O S C Oは、1974年に設立された102の国・地域（2003年6月末現在）の証券監督当局、証券取引所等から構成されている国際的な機関です。加盟機関の総数は168機関（2003年6月末現在）となっています。

活動の柱としては、公正・効率的・健全な市場を維持するため、高い水準の規制の促進を目的として協力すること、国内市場の発展促進のため、各々の経験について情報交換すること、国際的な証券取引についての基準及び効果的監視を確立するため、努力を結集すること、基準の厳格な適用と違反に対する効果的執行によって市場の健全性を促進するため、相互に支援を行うこと、の4つが挙げられます。

（3）保険監督者国際機構（International Association of Insurance Supervisors（I A I S））

I A I Sは、1994年に設立され、現在、世界の各国、地域から110以上の保険監督当局がメンバーとして参加しています（2003年6月現在）。

活動目的としては、保険監督者間の協調の促進、国際保険監督基準の策定、加盟国（特に新興市場国）における監督基準に則った保険制度確立の支援、他の金融分野の監督機関との連携が挙げられます。

（4）ジョイント・フォーラム（Joint Forum）

ジョイント・フォーラムは、バーゼル銀行監督委員会、I O S C O及びI A I Sを母体として設立され、金融コングロマリットの監督上の諸問題、銀行・証券・保険の各分野に共通する監督上の諸問題を検討する合同会合です。メンバーは、各分野を代表する主要な監督者で構成され、我が国を含む13ヶ国の関係監督当局の代表が参加しています。

（5）世界貿易機関（World Trade Organization（W T O））

W T Oは世界の自由貿易体制の維持・強化のために中心的な役割を担ってきたG A

TT体制を発展させる形で1995年に設立され、現在約140か国が加盟しています。金融を含むサービス分野に関するルールは、WTO設立協定の不可分の一部であるGATS（General Agreement on Trade in Services）に規定されており、最恵国待遇（MFN）各国が提出した「約束表」に記載されている分野についての市場アクセス（他の加盟国に対する参入制限等をしないこと）及び内国民待遇（内外無差別）を保障する義務を負うという規律の枠組み等を定めています。GATS第19条では、漸進的に一層高い水準の自由化を達成するため、協定発効日から5年以内にサービス交渉のラウンドを開始し、その後も定期的に行う旨定められており、この規定に従い、2000年2月から我が国を含む加盟国による自由化交渉が始められています。

4. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

14年事務年度における本政策目標に係る実施状況は以下のとおりです。

バーゼル銀行監督委員会

我が国は、バーゼル銀行監督委員会が議論して結論付けた各種の監督上の基準等は、各国の実情を反映し、より適切な環境整備に貢献するものであると考えています。このような観点から、14事務年度も引き続き、委員会に設置されている全ての小委員会に専門家等を出席させ、以下に述べるような様々なルール策定や指針の確立等の作業に積極的に参画しました。

BIS規制の見直し作業においては、我が国は、新たな規制が、銀行のリスク管理能力向上にインセンティブを与えるような枠組みになること、銀行実務にも整合的で柔軟な枠組みになること等の観点から、銀行の内部格付を利用した信用リスク計測方法のあり方等について積極的に提案を行いました。

公表資料等については、ホームページ上で紹介しています¹。

ア. BIS規制の見直し

(ア) 基本的視点

BIS規制の見直しは、当局管理型の監督から、自己管理と市場規律を中心とした監督への転換を図り、また、銀行経営上のリスクをより正確に計測するという視点から作業が進められています。

(イ) 見直し後のBIS規制の構成

今回の見直し作業は以下の3つの柱から構成されています。

a. 第一の柱 最低自己資本比率

¹ http://www.fsa.go.jp/inter/bis/bis_menu.html

現行B I S規制を以下の2点をポイントとして見直します。

(a) 信用リスク計測の精緻化

銀行に、現行規制に比較的近い内容の標準的手法と銀行が内部管理のために行っている格付を利用した内部格付手法のうちから選択することを認めます。

(b) オペレーショナル・リスクの計測

事務事故や不正行為によって損失が生ずるリスクについても、複数の計測手法を提案し、銀行の選択にゆだねます。

b . 第二の柱 監督上の検証

銀行自身に自らの経営の特色とリスクの実状を踏まえた自己資本戦略の策定を求め、その内容を当局が検証していきます。

c . 第三の柱 市場規律

銀行に対し、リスクや資本構成の開示（ディスクロージャー）を求め、それを通じて市場規律の実効性を高めます。

(ウ) 作業の進捗状況

委員会は、B I S規制見直しに関する第2次案（2001年1月公表）に対し寄せられたコメントの検討と銀行界との意見交換等を継続して行いました。また、2002年10月には新B I S規制の影響度に関する調査を行いました。それらの結果を踏まえ、2003年4月にB I S規制見直しに関する第3次案を公表しました（コメント期限：2003年7月末）。委員会は、第3次案に対するコメント等を踏まえ、本年末までに新B I S規制を完成することを目指しています。その後、国内での準備期間を経て、2005年末から試験的な計算を開始し、2006年末から本格実施に移す方向で検討を進めています。

イ . オペレーショナル・リスク管理の指針作成

2003年2月、「オペレーショナル・リスクの管理と監督に関するサウンド・プラクティス」を公表し、見直し後のB I S規制の下で、オペレーショナル・リスクの効果的管理及び監督のための枠組みを規定する一連の原則を示しました。

ウ . 銀行のディスクロージャー向上

委員会は、国際的に活動する主要な銀行を対象とした、2001年度版年報のディスクロージャー・サーベイを実施し、その結果を2003年5月に公表しました。本報告書は、(ア) B I S規制見直し案における第三の柱（市場規律の促進）で示されている開示項目と比較をするために、銀行による開示実務の現状について確認することや、(イ) 分野毎のディスクロージャー状況を示すこ

とによって、銀行監督者や銀行業界にとって今後の手引きとなることを目的としています。

証券監督者国際機構（IOSCO）

IOSCOの中心的活動である（ア）各国の証券市場の実態及び証券規制手法の把握、（イ）これらを踏まえた証券規制のスタンダードの作成及び（ウ）その実施の作業は、我が国及び各国の証券規制水準の向上に資するものであります。このような観点から、平成14事務年度も引き続き、IOSCOでの基準策定の作業等についての実質的な意思決定機関である専門委員会（Technical Committee）を始め、理事会及びアジア・太平洋地域委員会のメンバーとして、また専門委員会の下に置かれている議長委員会や5つの常設委員会等のメンバーとして、以下に述べるような国際的な証券規制の原則策定等に積極的に参画しました。

公表資料等については、ホームページ上で紹介しています²。

ア．議長委員会における活動

（ア）監査・開示の問題に関する取組み

議長委員会は、2002年6月の会合において「開示・透明性に関するタスク・フォース」及び「監査に関するタスク・フォース」を設置し、証券市場における投資家の信認確保のために必要な「開示・透明性」、「監査人の監督」及び「監査人の独立性」の3つの課題について、金融庁からも参加して検討を進めました。その結果は、2002年10月に「上場企業による継続開示及び重要な事項の報告に関する原則」、「監査人の独立性及びそのモニタリングにおける企業統治の役割に関する原則」及び「監査人の監督に関する原則」の3つの証券規制当局を導く声明（ステートメント）としてとりまとめられて専門委員会に報告され、同月に専門委員会から発表されました。IOSCOは、これら3つの原則を金融安定化フォーラム（FSF）に報告しました。

我が国は、監査人のあり方について、我が国の制度を踏まえて積極的な提案を行ったほか、上記の「上場企業による継続開示及び重要な事項の報告に関する原則」の付属文書において我が国の開示制度が例として挙げられる等、議論に積極的に参加しました。

（イ）証券アナリスト及び信用格付機関の問題に関する取組み

2003年2月に、金融庁が議長を務めた「証券アナリストに関するプロジェクト・チーム」（専門委員会の下に2001年3月に設置）が証券アナリストの

² http://www.fsa.go.jp/inter/ios/ios_menu.html

利益相反問題に係る報告書を取りまとめました。現在、これを踏まえて、「証券アナリストに関する原則」のとりまとめに向けて検討しています。また、「信用格付機関に関する原則」のとりまとめに向けても検討しています。

イ．常設委員会等における活動

証券規制に係る以下の主要な領域について、常設委員会等で検討を行っています。

(ア) 会計・監査等の問題に関する取組み

「多国間ディスクロージャー及び会計」常設委員会では、多国間市場における証券の募集及び上場に係る「会計」、「監査」及び「ディスクロージャー」を検討課題としています。会計については、2001年4月に設立された国際会計基準審議会（IASB）では国際財務報告基準（IFRS）の整備・改善作業を進めてきているところであり、本委員会ではそのレビューを行っています。

監査については、国際会計士連盟（IFAC）に設置された国際監査・保証基準審議会（IAASB）が作成する国際監査基準（ISA）のレビューを行っているほか、2003年3月の金融安定化フォーラム（FSF）プレスリリースを受け、IAASBの作業に対する公益の観点からの監督のあり方について議論を行っています。

開示については、1998年9月の年次総会（ナイロビ）で決定された「外国発行体によるクロスボーダーの株式募集・上場に係る国際開示基準（IDS）」の拡充等について検討しています。また、「経営者による財政状態と経営成績の検討と分析（MD&A）に関する一般原則」を取りまとめて専門委員会に報告し、2003年2月に専門委員会から発表されました。

(イ) 流通市場規制

「流通市場規制」常設委員会では、「売買停止と市場閉鎖」についての報告書を2002年10月にとりまとめ、「指数化：証券指数と指数デリバティブ」についての報告書を2003年2月にとりまとめ、専門委員会の報告書としてそれぞれ公表しました。また、空売りの透明性、自社株買いに係る規制等について検討を行っています。

(ウ) 市場仲介者の規制・監督

「市場仲介者」常設委員会では、クロスボーダーの環境下にある市場仲介者の規制のあり方や証券会社の自己資本規制の比較等について検討を行っています。

(エ) 法務執行及び情報交換

「法務執行及び情報交換」常設委員会では、証券分野の情報交換を促進するために、2002年5月のIOSCO年次総会で採択された多国間MOU (Memorandum of Understanding) の署名申請国に対する審査を行っています。

また、国際間にわたる証券犯罪に対応するため、各国当局間で情報提供や協力がより円滑に行えるよう検討を行っています。さらに、本人確認等に関するタスク・フォースにおいて、証券分野における各国の本人確認制度についての調査・分析を行っています。

(オ) 集団投資スキーム(CIS)の規制・監督

「投資管理」常設委員会では、「(集団投資スキーム(CIS)の) 払戻しの停止：2001年9月11日のケーススタディーと一般原則」、「投資管理のリスク評価」及び「投資管理：規制上懸念のある分野とリスク評価方法」についての各報告書を2002年10月にとりまとめ、専門委員会の報告書として公表しました。また、「リテール投資家によるヘッジ・ファンドへの投資から生じる規制及び投資家保護に関する課題」及び「CISによる運用実績表示基準：ベスト・プラクティスの基準」についての各報告書を2003年2月にとりまとめ、専門委員会の報告書として公表しました。さらに、CISへの投資に係る手数料の開示といった課題についての検討を行っています。

(カ) 証券決済システム

G10中央銀行からなる支払・決済システム委員会(CPSS)とIOSCO専門委員会が合同で1999年12月に設置した証券決済システムに関するタスク・フォースは、「証券決済システムのための勧告」(CPSS及びIOSCO専門委員会が2001年11月に公表)についての各国の実施状況を評価するための詳細な評価指針(評価メソドロジー)について検討を行い、2002年11月に「『証券決済システムのための勧告』を評価するためのメソドロジー」をとりまとめ、CPSS及びIOSCO専門委員会の報告書として公表しました。タスク・フォースは、現在、証券決済システムにおける中央清算機構のリスク管理のあり方について検討を行っています。

保険監督者国際機構 (IAIS)

我が国は、IAISにおいて各国の保険監督制度の実状等を踏まえて作成された各原則等は、保険監督水準の向上に資するものであると考えています。このような観点から、平成14事務年度も引き続き、執行委員会、専門委員会の他複数の小委員会の議論に積極的に参加し、以下に述べるように各種の原則の策定等に積極的に貢献

しました。

公表資料等については、ホームページ上で紹介しています³。

ア．保険監督原則、基準、指針の策定

(ア) 新たな監督原則・基準の承認

2002年9月の第9回年次総会(サンチャゴ(チリ)開催)において、「再保険会社の監督のための必要最低限の原則」を新たに承認しました。

(イ) 保険監督のコア・プリンシプル(基本原則)等の改訂に向けた取組み

2003年10月の第10回年次総会(シンガポール開催)での採択を目指して「保険コア・プリンシプル」及びその各国における遵守状況を審査するための評価細目を示した「保険コア・プリンシプル・メソドロジー」の改訂作業を行っています(注)。我が国は、我が国における保険監督・規制を踏まえ、また、2002年6月より開始された我が国に関する金融セクター評価プログラム(FSAP)の評価作業の実施経験を反映させ、積極的に提案を行いました。

(注) コア・プリンシプルは、保険監督全般にわたる基本原則であり、国際通貨基金(IMF)によるFSAPにおいても利用されています。FSAPとは、IMFの全加盟国を対象とした、専門的な観点から一国の金融システム全体を総合的に評価する作業です。

(ウ) 保険会社のソルベンシー(健全性)についての基準策定に向けた取組み

2003年10月の第10回年次総会(シンガポール開催)での採択を目指して、「ソルベンシーと当局の措置に関する指針」及び「監督の一部としての保険数理人の活用の指針」等の策定作業を行っています。

(エ) 再保険の監督原則策定に向けた取組み

2003年10月の第10回年次総会(シンガポール開催)での採択を目指して、「再保険会社の監督基準」原則の策定作業を行っています。

(オ) ディスクロージャー(情報開示)基準策定に向けた取組み

損害保険/再保険会社の保険契約に係る業績に関する開示基準の策定作業を行っています。

³ http://www.fsa.go.jp/inter/iai/iai_menu.html

イ．保険監督原則、基準、指針実施のための技術支援

IAISでは、新興市場国の保険監督の水準向上を図るため、地域セミナーの開催や研修教材の作成を行っています。また我が国は、これらの活動を支援するための専門家コンサルタントを雇用する費用等をIAISに拠出（2002年度：3,367万円）するなどの積極的な協力を行っています。

ジョイント・フォーラム

金融コングロマリットの国際的な業務展開や金融各分野の業態区分の不鮮明化により、各国監督当局の業態横断的な情報交換や連携強化の必要性が一層高まっています。このような観点から、14事務年度も引き続き、各会合における以下に述べるような作業に積極的に参画しました。

公表資料等については、ホームページ上で紹介しています⁴。

ア．リスクの管理、移転の調査

銀行・証券・保険の各業態間におけるリスクの統合管理、経営リスクの移転について調査しています。

イ．情報開示の状況に関する調査

銀行・証券・保険の監督当局が構成する作業グループが2001年4月に発表した情報開示に関する提言を、3業態（銀行・証券・保険）等の市場参加者がどの程度満たしているかの調査を行っています。

世界貿易機関（WTO）

現在WTOの場で自由化交渉が行われているサービス・セクターの中でも、金融サービスは、経済活動の基盤として、特に重要です。

近年、世界的に金融自由化が進展する中、WTOでの交渉等を通じて、各国の適切かつ秩序ある自由化を促進することは、各国の金融サービスの発展を通じて新興市場国の経済発展をもたらすものと考えています。さらに、WTOでの交渉等が各国の金融サービスの更なる自由化を促すことになれば、我が国金融機関の海外での事業活動に資するものであると考えています。平成14事務年度は、このような観点から、以下に述べるように、WTOサービス分野の自由化交渉に積極的に参加しました。

ア．リクエスト・オファー交渉の開始

⁴ http://www.fsa.go.jp/inter/ios/ios_menu.html

2002年7月より、各国が提出した初期リクエスト（各国への自由化要請）に基づき、二国間交渉が行われており、我が国はこれまで米国、EU、カナダ等の先進国や、中国、韓国、ASEAN諸国等のアジア地域の新興市場国を中心に協議を行っています。我が国の金融分野における初期リクエストの内容は、外資規制、役員の国籍要件等の拠点設置にかかる市場参入制限の撤廃のほか、内外差別的な国内規制の改善を求めるものが中心となっています。

イ．初期オファー（自国の自由化提案）の提出

2003年の3月末には、ドーハ閣僚宣言で定められたスケジュールに従い、これまでの各国との交渉を踏まえ、自賠償法改正による政府再保険制度の撤廃や、投信法改正による外国投資信託委託業者への支店形態での本邦進出の認容など、我が国現行法制の下での自由化措置を適切に反映した形で我が国の初期オファーの提出を行いました。

（2）評価

金融庁においては、国際的な金融監督基準・金融サービス貿易のルール策定を検討している、バーゼル銀行監督委員会、IOSCO、IAIS、ジョイント・フォーラム及びWTO等の各種の国際的なフォーラム等の作業に参加し、積極的な貢献を行いました。これらの国際的なフォーラム等が作成した基準、原則、報告等は、各国の金融当局が行う規制・監督に活用されることが期待されます。

バーゼル銀行監督委員会

我が国は、（1）で述べたように、委員会に設置されている全ての小委員会に専門家等を出席させ、様々なルール策定や指針の確立等の作業に積極的に貢献しました。BIS規制の見直し作業においても、我が国は、銀行の信用リスク計測方法のあり方等について、個人向け・中小企業向けの融資の特性を考慮した取り扱いを盛り込むことを提案する等、重要な貢献を行いました。

証券監督者国際機構（IOSCO）

我が国は、（1）で述べたように、専門委員会、理事会、アジア・太平洋地域委員会、議長委員会、5つの常設委員会等のメンバーとして、国際的な証券規制の原則策定等に積極的に貢献しました。例えば、我が国は、証券アナリストに関するプロジェクト・チームの議長を務めました。また、監査・開示の問題に関する議論において、我が国の監査人監督制度を反映した原則としたほか、我が国の継続開示制度が、継続開示制度のアプローチの一類型として取り上げられる等、重要な貢献を行いました。

保険監督者国際機構（IAIS）

我が国は、（１）で述べたように、執行委員会、専門委員会その他複数の小委員会の議論に参画し、各種の原則の策定等に積極的な貢献を行いました。特に、コア・プリンシプル改訂の議論において、我が国における保険監督・規制を踏まえ、また、我が国に関するF S A Pの評価作業の実施経験を反映させ、新たなコア・プリンシプルが各国の実情に即しつつ、その保険監督・規制の向上に資するものとなるよう精力的に起案に参画する等、重要な貢献を行いました。

ジョイント・フォーラム

我が国は、（１）で述べたように、各会合の議論に参画し、各種の報告等の作成に積極的な貢献を行いました。

世界貿易機関（WTO）

我が国は、（１）で述べたように、加盟国に対して市場参入制限や内外差別的な国内規制の撤廃・緩和を求め、また、本年3月末に初期オファーを提出するなど、金融サービス分野の自由化交渉の進展に積極的な貢献を行いました。

5. 今後の課題

（１）バーゼル銀行監督委員会

我が国は、各国の実状等を踏まえて作成されたバーゼル銀行監督委員会の各種の監督上の基準等が、より適切な環境整備に貢献するものであると考えており、引き続き国際的な銀行監督ルール策定や銀行の健全なリスク管理指針の確立等に積極的に貢献していくことを目指します。現在バーゼル委員会での議論の中心となっているB I S規制の見直し作業については、我が国は、銀行のリスク管理能力向上へのインセンティブの付与や、銀行実務との整合性等の観点から、引き続き積極的に提案を行っていく必要があります。

（２）証券監督者国際機構（IOSCO）

我が国は、各国の証券市場等の実状等を踏まえて作成された諸原則や報告書等が、証券規制水準の向上に資するものであると考えており、今後も引き続き、理事会、専門委員会等の主要メンバーとして、国際的な証券規制の原則策定等により一層積極的に貢献する必要があります。

（３）保険監督者国際機構（IAIS）

我が国は、各国の保険監督制度の実状等を踏まえて策定された各原則等が、保険監

督水準の向上に資するものであると考えており、引き続き執行委員会や専門委員会等の主要メンバーとして、国際的な保険監督の原則の策定等により一層積極的に貢献する必要があります。

(4) ジョイント・フォーラム

金融コングロマリットの国際業務の活発化や金融業態区分の不鮮明化が日々刻々進んでいることに対応すべく、各国監督当局の業態横断的な情報交換や連携強化に引き続き積極的に貢献する必要があります。

(5) 世界貿易機関(WTO)

適切かつ秩序ある金融サービス自由化のためのルール策定をWTOでの交渉等を通じて促進することは、各国の経済発展に資するとともに、我が国金融機関の海外での事業活動に資するものと考えており、今後も引き続きサービス分野の自由化交渉により一層積極的に参加していく必要があります。

以上を踏まえ、平成16年度においても、国際会議等のための予算要求を行う必要があります。

6. 当該政策に係る端的な結論

前述4.(2)のとおり、政策の達成に向けて成果は上がっており、引き続き各フォーラム等での議論に積極的に参画して国際的な金融システム安定のためのルール策定に取り組む必要があります。

7. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8. 注記(政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等)

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、バーゼル銀行監督委員会等の国際機関等における各種ルール策定への参画状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 各国際機関等における各種ルール策定への参画状況

9. 担当部局

総務企画局国際課